(一) 革新會加盟承認ノ件

(二) 汽車会社ニ於ケル革新会ノ労働争議応援ノ件

応援トシテ宇野信次郎、佐藤忠利、俵次雄、鶴岡貞之、杉浦啓一ヲ選定ス

但シ宣伝ビラ配布示威運動等ノ場合ハ各組合員動員ノ上可成多数応援ノコト

(三) 全國總聯合規約草案修正ノ件

(1) 第一条第二條中但書ニ「本聯盟ハ同一産業又ハ同一職業組合ヲ以上加盟セルトキハ地方的及全国的産業別聯合ヲ組織スルコトノ原則トスルモノトス」トアルヲ原則ノ二字ヲ削除スルコト

(2) 草案第五條中(二)(三)ヲ左ノ通リ修正スルコト

(二) 理事会ハ大会ノ決議ニ基キ地方別ニ開催シ聯合会ノ決議執行ノ機関トス 理事ハ大会ニ於テ各組合ヨリ一名宛ヲ選出ス

(三) 常任理事ハ理事会ニ於テ若干名(六七名位)互選シ大会及理事会ノ決議ヲ執行ス 理事会ノ決議ハ地方別ニ異ナル時ハ理事会ノ決議ノ範囲内ニ於テ適当ニ執行スルモノトス

但シ常任理事会ハ協議決議ヲ変更シテ執行スルトキハ理事会ノ議決ヲ求ムルモノトス

地方理事会ハ必要ニ応シ開催シ地方問題ヲ決議執行スルモノトス

(3) 草案第七條ノ会費ハ議員一名三十銭ヲ五十銭ニ変更

右修正案ハ大会当日提出スルコトトナリ

一、大正十年九月三十日午後七時四十分ヨリ本部ニ於テ代議員会開催 来会者工人会ノ熊田國吉、久保次郎、純労働者組合平沢計七、俵次雄、労技会宇野健吉郎、佐藤忠利、機械技工組合杉浦啓一等ニシテ左記事項ヲ協議シ九時十分散会セリ

(一) 全國總聯合規約第一条第二條中「職業的又ハ産業的」ヲ削除スルノ件(杉浦啓一提案)

意見区々ニ亘リ決定ニ至ラス次回迄保留

(二) 大會出席者

来ル三十日大阪市ニ於テ開催セラルヘキ大会ヘ出席者左ノ通リ決定

工人會　熊田國吉、久保次郎、

本芝労働組合　高山久藏外一名

純労働者組合　鶴岡貞之、俵次雄、

革新會　松本保、

其他六七名出席ノ筈ナルモ未定

一、日本労働組合總聯合創立準備委員会ヲ神田区錦町松本亭ニ開催セルモ同聯合理事選定ノ件ニ関シ日本労働総同盟側ハ中央集権制ヲ固執シ非総同盟側タル本聯合会及労働組合同盟ハ地方自治ヲ執リテ譲ラズ遂ニ辞敗シタルガ遂ニ非總同盟側ノ主張ノ如ク各組合ヨリ一名宛ノ理事ヲ選任シ地方自治トナスヘク決定シタルモ総同盟側ニ於テハ来ルベキ創立大会ニ於テ緊急動議トシテ中央集権制ヲ提出シ飽迄其主張ヲ透徹スヘク揚言シテ両派ハ陰然確執ノ態度ヲ示シ非總同盟側ハ九月十五日月島労働会館ニ委員会ヲ開キ大杉栄、近藤憲二、和田久太郎、中名生幸力ノ特別要視察人ヲ列席セシメ總聯合理事選任ニ関シ討議シタル上大杉ノ批判ヲモ聞クハ徹底的意見ヲ発表セザリシモ地方付[illegible]トナスヲ最適当ナリトノ口吻ヲ洩シ居タリ、如リ翌十六日夜開ヒシ石川区中富坂町一三、信友会理事長立田泰方ニ於テ秘密ニ委員会ヲ開キ創立大会ニ於テハ總同盟側提案ニ拘ハラス依然前ニ主張ヲ固執シ当初規約草案中修正提案ニ